部長及び参事官　　警務発第1163号
殿　　令和７年10月29日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

警察官採用募集活動実施要綱の制定について（通達甲）

県警察における警察官採用募集活動については、「警察官採用募集活動実施要綱の制定について（通達甲）」（平成27年12月22日警務発第1211号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「警察官採用募集活動実施要綱」を定め、令和７年11月１日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

警察官採用募集活動実施要綱

第１　目的

この要綱は、警察官採用募集活動（以下「採用募集活動」という。）に関し、所属、職員及びリクルーターの役割を明らかにするとともに、採用募集活動の基本となる事項を定め、併せて採用募集活動を支援するための措置を講ずることにより、県警察の次代を担う真に優秀な人材の確保を図り、もって警察活動を支える人的基盤の強化に資することを目的とする。

第２　対象とする採用募集活動

この要綱の対象は、警察官の採用につながる活動全般とする。

第３　用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

１　学校

小学校、中学校、高等学校（以下「高校」という。）、大学、高等専門学校その他の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条の学校をいう。

２　その他の学校

学校教育法に規定する高等専修学校及び専門学校並びに公務員学校（公務員になることを目指し学ぶための機関であって、学校教育法によらないものをいう。）をいう。

３　トライＯＮＥ制度

職員１人につき１人以上の採用試験受験者を獲得することを目標とし、職員が勧誘活動を行う制度をいう。

４　リクルーター制度

大学、高校、高等専門学校又はその他の学校を卒業して間もない警察官をリクルーターとして指定し、指定を受けたリクルーターが公務として採用試験受験者の勧誘活動（以下「リクルート活動」という。）を行う制度をいう。

第４　採用募集活動の体制

採用募集活動を組織的かつ効果的に推進するため、次に掲げる責任者等を置く。

１　採用募集活動総括責任者

採用募集活動総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、警務部長をもって充て、採用募集活動に係る指導及び調整を行うものとする。

２　採用募集活動副責任者

採用募集活動副責任者（以下「副責任者」という。）は、県本部警務課長

をもって充て、採用募集活動に係る事務を総括するものとする。

3　採用募集活動所属責任者

採用募集活動所属責任者（以下「所属責任者」という。）は、所属長をもって充て、所属における採用募集活動の責任者として、総括責任者及び副責任者との連絡及び調整を行うとともに、採用募集活動に係る次の取組を行うものとする。ただし、県本部の所属責任者にあっては、(3)を除く。

(1)　広報活動の推進

(2)　勧誘活動の推進

(3)　学校及びその他の学校への積極的な訪問活動

(4)　リクルーターの運用

4　採用募集活動所属担当者

採用募集活動所属担当者は、署に置くものとし、原則として、警務課長又は警務係長の職にある者をもって充て、所属責任者を補佐するものとする。

5　リクルーター

リクルーターは、所属責任者の推薦に基づき、総括責任者が指定する者をもって充て、リクルート活動を実施するものとする。

第５　トライＯＮＥ制度

1　トライＯＮＥ制度への積極的な取組

職員は、勧誘活動の有効手段として「マンパワー」、「口コミ」等が挙げられることを認識し、職員一人一人があらゆる機会を捉え、トライＯＮＥ制度に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2　情報提供

副責任者及び所属責任者は、トライＯＮＥ制度に活用できる情報、資料等の提供に努めるものとする。

3　表彰

トライＯＮＥ制度に積極的に取り組み、年間を通じてその勧誘結果が優秀であった者（リクルーターを除く。）を実績に応じて表彰するものとする。

第６　リクルーター制度

1　リクルーターの種別及び活動範囲等

(1)　種別及び活動範囲

ア　Ａリクルーター

警察官Ａ採用試験に伴うリクルート活動を実施するものとする。

イ　Ｂリクルーター

警察官Ｂ採用試験に伴うリクルート活動を実施するものとする。

(2)　指定方法

ア　推薦

所属責任者は、自所属の警察官の中から、リクルーターとして活動する意欲を有する者であって、かつ、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる要件に適合している者を別記第１号様式のリクルーター推薦書により、別に指定する日までに総括責任者に推薦するものとする。

種別	要件
Ａリクルーター	大学（短期大学を除く。以下この欄において同じ。）を卒業してから３年を経過していない者（初任教養期間中の者を除く。）のうち、大学在学中にクラブ・サークル活動をしていたもの又は大学時代の友人、知人、教職員等（以下「友人等」という。）と現在でも親交があるもの
Ｂリクルーター	次のいずれかを満たす者 (ｱ)　高校、大学（短期大学に限る。）又は高等専門学校（以下この欄において「高校等」という。）を卒業してから２年を経過していない者（初任教養期間中の者を除く。）のうち、高校等在学中に部活動をしていたもの又は高校等時代の友人等と現在でも親交があるもの (ｲ)　その他の学校を卒業してから２年を経過していない者（初任教養期間中の者を除く。）のうち、その他の学校時代の友人等と現在でも親交があるもの

イ　指定

総括責任者は、アの推薦に基づきリクルーターを決定し、被指定者に別記第２号様式のリクルーター指定書を交付するものとする。

(3)　指定期間

リクルーターの指定期間は、１年とする。ただし、再指定を妨げない。

２　リクルーターの活動内容

リクルーターは、次に掲げるリクルート活動を行い、警察官採用試験の受験者の獲得に努めるものとする。

(1)　在学時の人脈を活かし、先輩、同級生、後輩等に対して、警察官の魅

力、やりがい、仕事内容等を説明するとともに、就職説明会への参加を促すこと。

(2)　出身の大学、高校、高等専門学校又はその他の学校への訪問活動を実施し、在学時の教職員、在学時に活動していたクラブ・サークル活動等の顧問、在学生等に対するリクルート活動を実施すること。

3　留意事項

リクルーター制度の活用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)　所属責任者は、リクルーターが積極的に活動できるよう最大限の業務配慮に努めること。

(2)　リクルート活動に係る旅費は、当該リクルーターの所属が支給すること。

4　リクルーターに対する支援措置

リクルーターがリクルート活動を積極的に実施し、その活動状況が特に優秀であった場合は、勤務成績を考慮の上、勤勉手当の成績率を加算するものとする。

第7　採用募集活動に関する情報の活用

職員は、この要綱の目的を達成するため、県警察のホームページ、ＳＮＳ等により随時発信している採用募集活動に関する情報を確認し、積極的に拡散するとともに、リクルート活動等において当該情報を有効に活用するものとする。

別記

第１号様式（第６関係）

総括責任者　殿

第　　号
年　　月　　日
所 属 責 任 者

リクルーター推薦書

次の者をリクルーターとして推薦する。

氏名		生年月日	年　　月　　日生　　（　歳）
階級		採用年月日	年　　月　　日
職名			
出身学校			（　　年　月卒）
リクルーターとして活動するに当たっての抱負			
種別	要件		
□　Ａリクルーター	大学（短期大学を除く。）を卒業後３年を経過していない者であり、かつ、 □　大学在学中にクラブ・サークル活動をしていた □　大学時代の友人等と現在でも親交がある		
□　Ｂリクルーター	高校、大学（短期大学に限る。）又は高等専門学校を卒業後２年を経過していない者であり、かつ、 □　高校等在学中に部活動をしていた □　高校等時代の友人等と現在でも親交がある		
	□　その他の学校を卒業後２年を経過していない者であり、かつ、その他の学校時代の友人等と現在でも親交がある		
備考			

備考１：該当する□にレ印を付すこと。

２：「リクルーターとして活動するに当たっての抱負」欄は、被推薦者が記載すること。

第２号様式（第６関係）

リクルーター指定書

<table>
<tr><td>（氏名）</td><td>（現所属）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（現階級）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（内容）

年度高知県警察官採用試験リクルーターに指定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日

高知県警察本部警務部長
警視正</td></tr>
</table>